

広島大学特別支援教育実践センター研究紀要 倫理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、広島大学特別支援教育実践センター研究紀要（以下「本紀要」という）の編集および発行における倫理的基準を定め、研究成果の公正性、透明性、信頼性を確保することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、本紀要への論文投稿および編集に関わる全ての者に適用される。

第2章 倫理規程

第3条 (説明と同意)

研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して、研究の趣旨等を十分に説明し、研究の実施に同意を得なければならない。

第4条 (倫理的事項)

1. 論文において倫理的配慮が必要な場合、関連する倫理委員会の審査を受け、承認を得ること。
2. 倫理委員会で審議した場合、承認を得た倫理委員会名、承認年月日（西暦）を明記すること。使用するデータや資料については、関係機関および責任者の了解を得ること。
3. 個人情報や固有名詞は匿名化し、関連する法規を遵守すること。
4. 公表の有無に関わらず、他者が作成した図表、データ、文章を使用する場合、その出典を明確に示し、必要に応じて適切な使用許可を得ること。

第5条 (剽窃・捏造・改竄の禁止)

他者の研究成果を剽窃したり、調査データなどを偽造、捏造、あるいは改竄する行為を禁止する。

第6条 (研究成果の公表)

研究によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および影響に十分配慮し、責任を自覚して実施しなければならない。

第7条 (二重投稿の禁止)

研究成果を原著論文等として公表する際には、二重（多重）投稿を禁止する。

第8条 (掲載論文の著作権)

1. 本紀要に掲載された論文の著作権は、広島大学特別支援教育実践センターに帰属する。
2. 掲載後の論文について、原則として他誌への再投稿を認めない。

第9条 (利益相反への対応)

研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり（利益相反）について適正に対応する。

第3章 編集

第10条 (編集委員会の責務)

1. 編集委員会は、投稿論文の採否を公正かつ透明な手続きのもとで決定する。
2. 必要に応じて、論文の修正または加筆を求めることができる。

第11条 (査読の公正性)

編集委員会および査読者は、倫理的配慮を持ち、公平かつ公正な査読を行う。

第4章 規程の変更

第12条 (規程の変更)

この規程を変更する場合、センター会議の決議を経なければならない。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。